

# 合併協定書

吳 市

下 蒲 刈 町

- 1 合併の方式  
安芸郡下蒲刈町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
- 2 合併の期日  
合併の期日は，平成15年4月1日とする。
- 3 財産及び公の施設の取扱い  
下蒲刈町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。
- 4 議会の議員の定数及び任期の取扱い  
議会の議員については，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により，呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間，下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし，当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。
- 5 農業委員会の取扱い
  - (1) 下蒲刈町農業委員会は，呉市農業委員会に統合する。
  - (2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により，下蒲刈町農業委員会の選挙による委員のうち4人に限り，呉市農業委員会の委員の残任期間，引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 6 地方税の取扱い  
地方税は，呉市の制度に統一する。ただし，両市町で税率の異なるものについては，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
- 7 一般職の職員の身分の取扱い
  - (1) 下蒲刈町の一般職の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。
  - (2) 職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。
- 8 特別職の身分の取扱い  
下蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては，両市町の長が別に協議して定める。
- 9 行政組織機構の取扱い
  - (1) 下蒲刈町役場は，支所とする。ただし，組織については，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，段階的に再編，見直しを図る。
  - (2) 下蒲刈町に置かれている附属機関は，廃止するが，合併後の附属機関の在り

方については、必要により適切な措置を行うものとする。

#### 10 一部事務組合等の取扱い

下蒲刈町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、安芸南部衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

#### 11 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。

#### 12 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。
- (3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

#### 13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

#### 14 町字名の取扱い

下蒲刈町の町字名については、下蒲刈町の意向を尊重する。

#### 15 慣行の取扱い

成人式及び消防出初式は、呉市の制度に統一する。

#### 16 各種事務事業の取扱い

##### 16- 1 福祉制度の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度

の統一を図っていくものとする。

#### 16- 2 国民健康保険事業の取扱い

原則として呉市の制度に統一するものとする。

#### 16- 3 介護保険事業の取扱い

原則として呉市の制度に統一するものとする。ただし、下蒲刈町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする。

#### 16- 4 保健・医療制度の取扱い

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

(2) 公立下蒲刈病院については、呉市が引き継ぐものとする。

#### 16- 5 環境事業の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制（料金を含む。）については、当分の間、現行のとおりとする。

#### 16- 6 商工業・観光の振興

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

(2) 各種観光施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

#### 16- 7 農林水産業の振興

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

(2) 農林道、水路、ため池、森林、各種振興施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

#### 16- 8 まちづくり建設事業

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

(2) 下蒲刈町が現在取り組んでいる「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく個性あるまちづくり方針を引き継ぎ、地域の振興

に努めるものとする。

- (3) 町道，公園，住宅，漁港施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。

#### 16- 9 教育・文化・スポーツの振興

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の学校教育，社会教育，文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。
- (2) 下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については，呉市が引き継ぎ，適切な管理運営に努めるものとする。
- (3) 学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努める。

#### 16-10 コミュニティの振興等

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，下蒲刈町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。

#### 16-11 水道事業（簡易水道事業）の取扱い

- (1) 下蒲刈町の簡易水道事業は，現行のとおり呉市に引き継ぐ。
- (2) 水道料金及び新設分担金については，合併時に呉市の基準に統一するものとする。

#### 16-12 下水道事業（集落排水事業）の取扱い

- (1) 下蒲刈町の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は，現行のとおり呉市に引き継ぐ。
- (2) 使用者加入金は現行のとおりとする。また，使用料については，下蒲刈町の整備計画及び事業進ちょく状況，財政計画等を総合的に判断し，合併時に呉市の料金体系に準ずるよう調整を図っていくものとする。

#### 16-13 消防・防災体制整備

- (1) 下蒲刈町地域の消防，救急・救助等については，呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。  
また，速やかに消防出張所等の施設整備を図り，安芸灘諸島地域の常備消防体制の強化・充実に努めるものとする。
- (2) 下蒲刈町の消防団は，全団員を呉市の消防団組織に統合し，再編整備していく。

#### 16-14 バス運行事業の取扱い

- (1) 下蒲刈町の町内バス及びスクールバスについては，呉市が引き継ぎ，運行していくものとする。
- (2) 敬老優待乗車及び心身障害者優待乗車は，呉市の制度を適用する。

16-15 安芸灘大橋有料道路通行料金軽減対策事業の取扱い

下蒲刈町の現行制度を呉市が引き継ぎ，実施するものとする。

16-16 電算システムの取扱い

下蒲刈町の電算システムは，合併時に呉市の電算システムに統合し，住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

17 新市建設計画

合併後の建設計画は，別添の「呉市・下蒲刈町合併建設計画（まちづくりビジョン）」に定めるところによるものとする。